

宇和島市公共サインガイドライン策定業務に係るプロポーザル質疑回答書

項目 (書類・ページ・項目など)	質問	回答
業務仕様書 4. 業務内容 (1) 関連計画の整理と課題の分析	業務受託後、既設の公共サイン等の配置図や意匠図、表示面図はご提供いただけますでしょうか。	既設の公共サインについて配置図等を取りまとめたものはありませんが、各施設を整備した際の参考図面等があるものについては提供いたします。
業務仕様書 4. 業務内容 (2) 公共サインの体系化と適応範囲の整理	「適応範囲とする施設」とありますが、公共サインガイドライン策定にあたり、サイン整備を予定している施設があれば教えていただけないでしょうか。	現状、公共サインについて、具体的な整備計画等はございません。本業務を進めていく中で、公共サインについて問題がある施設等については令和6年度以降にサイン整備をする方針です。 また、仕様書に記載の「適応範囲」とは、本ガイドラインをどのような種類の施設等に適用すべきかというルール決めのことです。
業務仕様書 4. 業務内容 (6) ガイドライン運用方針の設定	「市以外の団体についてもガイドラインの周知を図る」とありますが、想定する団体があれば具体的な名称を教えていただけないでしょうか。	具体的な団体は想定していませんが、公共サインについては、市以外の管轄の施設や空間においても統一感のあるデザインや設置ルールに基づいて整備されることが望ましいと考えていることから、このような内容を設けたものです。
業務仕様書 4. 業務内容 (7) 公共サイン整備箇所の提案	「整備する公共サインの優先箇所の提案を行う」とありますが、公共サインガイドライン策定にあたり、優先的に整備したい箇所の想定があれば教えていただけないでしょうか。	本業務を進めていく中で、課題を分析し、公共サインを整備すべき箇所の優先順位の提案をしていただけるものと考えております。
業務仕様書 全体	今回策定する公共サインガイドラインは、街なかサイン、施設サインの双方を対象としていると認識して支障ないでしょうか。	歩行者や自動車への案内やその他公共施設の敷地外に表示するサイン（街なかサイン）と、施設の利用方法を示すサインやその他公共施設の敷地内に表示するサイン（施設サイン）はガイドラインの対象です。